

大和村里親留学制度実施要項

1 趣旨

この制度は、豊かな自然と人情味あふれる環境に恵まれた本村での生活や村内各学校の特色ある教育活動を通して、地元の児童・生徒等との交流を深めながら心身の健全育成と教育効果の向上に努め、併せて村内学校の活性化と本村の定住促進を図ることを目的とする。

2 募集留学児童・生徒人員

予算の範囲内とする。

3 里親募集期間

- (1)年間を通して随時募集をする。
- (2)書類審査や面接等により、順次決定し、定数に達し次第募集を終了する。

4 留学期間

原則として当該年度の年度末までとするが、当該年度を経過しても継続して留学を希望する場合は、新たに4月20日までに申請書を提出させ、審査の上決定する。

5 里親募集基準

この制度により、留学生を受け入れる里親は、次の各号に該当しなければならない。

- (1)大和村里親留学制度の趣旨に賛同し、村外から村内の学校に転校を希望する小学校1年生から中学校3年生に入学する児童・生徒を受け入れる者とする。
- (2)受け入れる留学生は、里親の孫又は親戚・知人等の子どもで、実親と相互理解できる者とする。
- (3)留学する児童・生徒を、里親自身で確保できる者とする。
- (4)税金等村への納付金を滞納していない者とする。

6 募集及び遵守事項

決定した里親及び留学する児童・生徒は、次の各事項を遵守しなければならない。

- (1)里親は、留学生受入申請書(別記様式1)を提出し、審査を受けなければならない。
- (2)留学生は、大和村内に住民票登録をしなければならない。
- (3)留学生は、健康保険証を持参しなければならない。
- (4)服装は、留学先の学校の指定するものを着用しなければならない。
- (5)留学生及び里親・実親は、相互理解と連携を密にして、望ましい人間関係をつくること。

(6) 留学生及び里親・実親は、留学先の校則並びに教育方針を遵守し教育活動に協力すること。

7 里親辞退届

次の事項に該当する場合、里親は、村長に対し里親辞退届(別記様式2)を提出しなければならない。

- (1) 児童・生徒の問題行動(校則違反等)により、里親が指導監督を行うことが困難であると判断される場合。
- (2) 里親・実親の事情により、村外への転校を行う場合。

8 助成金

- (1) 村は里親に対し、留学生1人につき月額30,000円を助成する。
- (2) その他の経費については、里親と実親が直接協議して決定する。
- (3) 里親への助成金の支払いは、該当月の翌月の15日までに支払う。
- (4) 留学生が月の途中で転校した場合は、転校日の前日までの日数に1日1,000円を乗じて得た金額を支払う。
- (5) 実親が村内へ居住してきた場合は、その時点で助成金受け取りの権利は消滅するものとする。里親が既に助成金を受領している場合は、その日まで遡り(4)と同じ要領で村に返納しなければならない。

9 里親の資格

- (1) 心身が健全である者。
- (2) 経済的に困窮していない者。
- (3) 児童・生徒の養育に理解及び熱意、豊かな愛情を有している者。
- (4) 児童・生徒の養育に専念できる環境にある者。
- (5) 当該児童・生徒が戸籍上の実子及び養子でない者。
- (6) 当該児童・生徒の親権者及び監護権者でない者。
- (7) 当該児童・生徒が配偶者の実子及び内縁である配偶者の実子でない者。
- (8) その他、村長が特別に認めた者。

10 事務局

この要項に係る庶務は、総務企画課において行う。

11 その他

この要項に規定されたもの以外で問題が生じた時は、その都度、村・里親・実親間で協議して対処する。

* この実施要項は、平成20年1月10日から適用する。